

平成30年1月吉日

各 位

富山県医師信用組合



個人番号（マイナンバー）告知のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます

平素は、富山県医師信用組合をお引き立て賜り厚く御礼申し上げます。

さて、個人番号（マイナンバー）の預貯金口座付番については、平成27年9月9日に公布された「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」等にもとづき、平成30年1月1日から開始されます。

そのため、当組合は、同法に基づき、貴殿の個人番号の提供を受け、且つ、本人確認（番号確認・身元確認）を行うことが求められております。

つきましては、下記の個人番号が記載されている確認書類、及び当該個人番号に係る貴殿の身元確認書類のコピーを、同封の返信用封筒にて、平成30年3月末までに当組合業務部特定個人情報事務取扱担当宛てにご返送頂きますようお願い申し上げます。

なお、ご提供いただきました個人番号は預金等に関する支払調書作成事務にのみ使用し、これ以外の事務においては一切使用致しません。

ご不明な点がございましたら、当組合業務部までご連絡頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

【ご提供いただきたい書類】

1 個人番号確認書類

次のいずれかの個人番号確認書類のコピーをご送付ください。

- ① 個人番号カードの裏面（個人番号が記載されている面）
- ② 個人番号の通知カード
- ③ 個人番号が記載されている住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書

2 身元確認書類

次のいずれかの身元確認書類のコピーをご送付ください。

- ① 個人番号カードの表面（写真が付されている面）
- ② 公的身分証明書（運転免許証・パスポート等）
- ③ 健康保険被保険者証、国民年金手帳、運転経歴証明書、在留カードなど

※ 顔写真付の個人番号カードの写しをご送付頂ければ、別に身元確認書類をご送付頂く必要はありません。

本件に関するお問い合わせ先
富山県医師信用組合 業務部 轡田、吉岡、細木
電話番号：076-429-6272

口座をひらく方も、口座をお持ちの方も

マイナンバーの
届出に
ご協力ください

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



Shinkumi Bank

信用組合
しんくみ

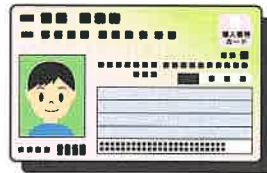
内閣府

個人情報保護委員会

個人のお客さま

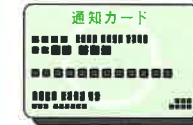
マイナンバーを
届出いただく際に必要となる書類

マイナンバーカード



もしくは

通知カード



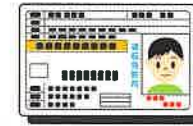
住民票の写し
(マイナンバーあり)



または

+

運転免許証などの本人確認書類※1



※1 顔写真付きのもの(運転免許証、パスポートや在留カードなど)であれば1点、顔写真なしのもの(健康保険証、住民票や年金手帳など)であれば2点

法人のお客さま

法人番号を
届出いただく際に必要となる書類

国税庁 法人番号公表サイトの
法人情報画面を印刷したもの



または

法人番号 指定通知書



+

登記事項証明書などの
法人確認書類※2



※2 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。不要な場合もあるので、詳しくはお取引のある信用組合にお問い合わせください。

マイナンバーが分からない場合、
どうしたらいいの？

マイナンバーは、2015年10月より市区町村から簡易書留で郵送されている通知カードに記載されています。お手許に通知カードがない場合は、各自治体にご相談ください。なお、住民票でもマイナンバーを確認できます。





不正な勧誘や 個人情報の取得に ご注意ください!



信用組合の役職員が、お客さまのマイナンバー管理不備などを指摘して、金銭を要求することはありません。

実際に被害に遭った事例

事例 1 市役所の職員を名のる者が訪問し、「市役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目にお金をだまし取られた。

事例 2 サラリーマン風の男が訪問し、「マイナンバーの封筒が来ていますか」「手続には相当時間がかかるから代行します」「代行の手数料としてお金が必要」と言われ、マイナンバー手続代行手数料の名目でお金をだまし取られた。

不審な電話などがありましたら

☎ 消費者ホットライン
(局番なし 188 番)

☎ 警察相談専用電話
(局番なし #9110 番)

またはお取引のある信用組合にお電話ください。

マイナンバー制度について詳しくはこちら

● ホームページ

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

マイナンバー

検索



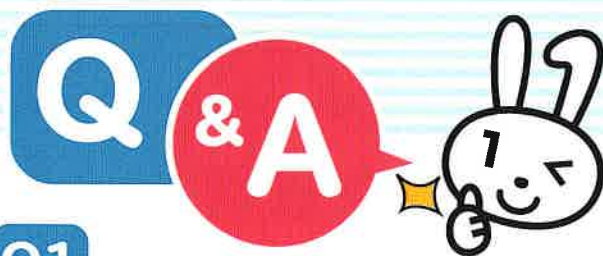
● マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

☎ 0120-95-0178 (無料)

信用組合とのお取引に係るご質問については、お取引のある信用組合にお問い合わせください。

信用組合は、法令にもとづき、マイナンバーを厳格に管理します。



Q1

なんで信用組合にマイナンバーを届け出る必要があるの?

法令により、信用組合には、**預貯金口座をマイナンバーと紐付けて管理する義務**が課せられています。このため、信用組合からお客さまに対し、マイナンバーの届出のご協力を願っています。



Q2

信用組合はどんなことにマイナンバーを使うの?

信用組合が万が一破たんしたときに**預貯金の円滑な払い戻しを行うために**利用したり、これまでも行われてきた**行政機関などの税務調査や生活保護などの資産調査への回答を行うため**などに利用します。



Q3

マイナンバーを届け出ると行政機関などに資産が知られてしまうの?

マイナンバーの届出をきっかけに、信用組合が行政機関などに**預貯金残高などをお知らせすることはありません。**



マイナンバーは国民の一人ひとりに割り当てられ、**社会保障・税・災害対策の行政手続で、利用されます。**

Q4

預貯金口座をひらく時にマイナンバーを届け出ないといけないの?

後日のお届けでも構いません。

ただし、マル優・マル特のお取引やNISA口座、特定口座の開設、投資信託のお取引などは、マイナンバーがないとお取引できない場合があります。詳しくは、お取引のある信用組合にお問い合わせください。



Q5

すでに信用組合にマイナンバーを届け出ているけど、改めて届け出る必要があるの?

投資信託などのお取引でマイナンバーを届出いただいたお客さまであれば、**改めてマイナンバーをお届けいただく必要はありません**。

ただし、以下のお取引については、改めてマイナンバーの届出をお願いすることがあります。

- ・投資信託などの住所変更
- ・法人定期預金

など



※ 信用組合が法令にもとづいて、マイナンバーを預貯金にも利用できるよう利用目的を変更するため、基本的に、再度の届出は不要です。